



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『非常識経営』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

9

2015 Vol.142

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタンツ 相続相談・終活相談・資金調達運用
（九州相続センター） 会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
不動産・営業支援代理店業
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・の場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

台風が去り涼しい日々が続いている熊本ですが、今回の台風は大きな被害が出たところもあるようですが九州地区の皆様大丈夫だったのでしょうか？

台風被害の補償でおかしいと思ったのですが、台風で家の瓦が飛んで隣の家の窓が割れた損害について、**加入者の瓦は保険で補償してくれますが隣の家の窓は適用外で修理して頂けないそうです。**

これはおかしいのでは？と思ったので保険会社に確認してみました。


保険会社曰く**不可抗力なので補償出来ません**との回答に、???なんとなく納得できたようなできないようなすっきりしない気分でした。

何年かに一回はやってくる大型台風の被害対応に保険部は超多忙ですが、皆様も、もしかの時の**災害補償**にぜひ保険にご加入下さいませ。すでに加入頂いているお客様には、平素よりお世話になり、ありがとうございます。

さて話は変わりますが、先日小さな打ち出の小槌のストラップをいただきました。

そこについていた説明書がとてもよかったので、ご存知かもしれませんがご紹介します。

写真の小槌の中には

- 
- 恵比寿様** 金運財運の神様、商売繁盛の神様
 - 大黒様** 一生涯食べ物に困らないと言う神様
 - 瓢箪** 六つ合わせて無病筆、無病息災
 - 蛙** 江戸時代は旅のお守り、今は交通安全大事な人が無事怪我なく帰りますように
 - 賽子** どこに落としても芽が出る場所から何をやっても物になるように
 - 小判** お金に不自由が無いように、お金の恵まれますように
 - 南天** 難を転ずる、悪いものが近づかないように、悪い出会いが無いように
 - 破魔矢** 魔を射る、厄を落とす、八方厄除け
 - 狸** 他抜くと書き、人より秀でる勝るとなる
 - 達磨** 七転八起、必ず良い方に起き上がる

この10種類の物が中に入っているのです。

何が起こっても大丈夫なような気になってきます。

昔の人はよく言ったもんだなと思い、逆にすごいなと感心しました。人により個人差はありますが、私はありがたくいただき大切にします。

皆様もお土産やプレゼントにいかがでしょうか？この商品よく見たらHPもあり、ネット販売していて、本当にネットにないものはないなと感心しました。

また何でも商売になるのだなと感心したのと同時に、価格的にもリーズナブルで日本的なので外国人観光客にも人気があると思いますので、この説明書きを英語に訳して、日本の文化を世界に伝えていくのもいいアイデアだと思います。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発会長近藤記

経営まめ知識：『非常識経営』について

猛暑の夏が終わり長雨の中、初秋を感じさせる今日この頃、みなさま如何お過ごしでしょうか？

ところで最近、気になる言葉があります。『常識』という言葉です。



一時期前は、『成功体験を捨てなさい』という言葉が、気になっていました。私は、『成功体験は捨てなくていい』というのが考え方です。

なぜなら人間だもの・・・・・・・・。

『成功体験に安住するのが良くないのであって、時代の変化とともに休む事なくいつの時代も成功体験の先にある進化生成発展をしていく』という考え方です。成功なしには、発展はないからです。そのように考える事が、自然ではないでしょうか??

ところで最近、常識を疑うような時代になりました。美術家の篠田桃紅さんが言っていました。

『103歳になってわかったこと』という本の中で『常識からは何も生まれない』と・・・・・・・・。

名言ですね。常識とは、当たり前普通の昨日までの事です。

観光客の流入増大・民泊問題・ウーバー・自動運転・ロボット・クラウド・人工知能・3Dプリンター・IoT(インターネット・オブ・シングス)・・・・・・・・。

10年前に誰が、このような時代が来ることを予測したでしょうか？

時代の革新は、スピードを上げています。成功体験を進化変化させて常識を疑う事が、経営の舵取りとして大事な時代になってきた気がします。

世界中・日本中から情報を集め、常に時代をリードしながら、変化を創り出していく時代ですね。

ICT(情報通信機器)の世界的普及で、いとも簡単に情報が入る時代になりました。中小企業においても地方の田舎企業においても、公平なフラットな時代です。逆にチャンスが増えている時代です。

私は、中小企業のお客様に財務を中心に経営コンサルティングを行っています。都市圏のみならず地方の中小企業においても元気企業が増えてきている事も実感しています。

大手小売店が、全国的に店舗閉鎖や整理をする時代です。その原因は、業界ごとの優勝劣敗の結果です。また実店舗へ行かなくても購入できるネット販売の普及です。そして強者企業同志の世界的異業種参入です。

このような時代において弊社を含めて中小企業の経営は、どうなるのか？どうしたら良いのか？

私が思うにICTで情報が、簡単に入る時代になりました。10年前に比べて非常に学びやすく自分の身の丈に合った成功事例が、簡単に入るようになりました。

世界中・日本中から情報を集め成長・成功のための『常識を疑え』というのが、今の私が考えている事です。『非常識経営』とでも言うのでしょうか？そのような事で世界中を飛び回っています。

最後になりましたが、みなさまの益々の健闘をお祈りします。



熊本事務所にて



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「美術品の評価」

相続財産の中に趣味で集めた美術品や骨董品があります。コレクター(収集家)と言われる方って結構いらっしゃると思います。

「なんでも鑑定団」で紹介される**美術品や骨董品**は、その作者の生立ちや才能に魅せられ、偽物だった時は、残念な人だなんて思ったりしています。

コレクターには男性が多いですね。本来男は、収集癖があるそうです。

そんな、美術品や骨董品は相続財産となります。

問題は、**評価額をいくらにするか?**ですが

原則は「**時価**」です。

美術品の場合は画商や美術商等の「**精通者**」と呼ばれる人が鑑定を行います。鑑定するにも費用が必要です。鑑定品より鑑定料の方が高くなるという事もあるようですが、世界的名作、名作者の場合には、鑑定が必要です。

また、**税務署は、美術品を所有する人を押さえています**。美術展で所蔵品を貸す人、百貨店の外商や画廊を通じて高い絵などが売れた場合の情報など、先刻承知というわけです。

その他、絵画の価値を知る方法として【**美術年鑑**】と言うものがありますが、あくまで参考価格です。税務調査で、被相続人の過去のお金の流れを確認したときに、高額な美術品の購入が判明することもあります。過去の事例から、購入時の数十万円程度のものであれば、相続税の計算上、美術品・骨董品ではなく、電化製品やタンスなどと合わせた「**家財一式**」として10万円～50万円程度を相続税評価額として計上する事が一般的です。

「最近、仏具が売れています」

相続税がかからない財産として

墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物

ただし、骨董的価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものは相続税がかかります。

そこで、仏具店では最近、相続税の節税対策に、仏壇に飾る仏具一式を純金製に揃えるお客さんが増えているとの事。

「どのみち仏具を買うのであれば生前に、現金一括払いで」と現金を仏具に替え非課税財産とする。本当に仏具としてご先祖の為とすれば、それも良い事かと思えます。

しかし、注意も必要です。

①仏具は純金であっても加工品ですので、その後換金する場合、購入時より値下がりする可能性があります。その場合節税額より値下がりするなんて事も考えられます。

②仏具として使用しなければ、美術品として課税対象となる。

③過度に高額な商品、投資・骨董目的の場合は税務署から指摘される事もあります。

ちなみに、購入の際に仏具などの非課税財産に関する未払金は、債務控除となりません。



岡村泰

編集後記：9月に入り、朝晩は涼しくなり今年の夏も、もう終わりかなと感じています。それにしても今年は暑い夏でした。日本全国で高い気温を記録、北海道でも最高気温が37.1度を記録したそうです。噂によると平均気温が世界で観測史上どころか4000年に一度の猛暑の年だった可能性があるそうです。ほんとに暑かったんですね！！

